

平成 27 年 6 月 1 日

大阪府内建築行政連絡協議会 構造部会

様式等の変更について

平成 27 年 6 月 1 日より以下の様式及び取扱を変更しましたので、お知らせします。

1. 「工事計画・施工状況報告」指示書（大阪府内建築行政連絡協議会 統一（標準）様式）

- ・ (7). コンクリート圧縮強度試験報告書について、1 週及び 4 週を選択できるように変更。中間検査が適用外の建築物及び工作物について、1 週強度試験の提示を不要とする。
- ・ 高強度コンクリート使用時に求めていた、コンクリートコア圧縮強度試験報告書(採取現場写真)及び硬化したコンクリート塩化物量試験報告書の欄を削除し、今後求めないこととした。ただし、告示 1102 号第 1 第 2 号を適用する場合は、コンクリートコア圧縮強度試験報告書(採取現場写真)を求めることとし、(7) 欄に追記した。

2. コンクリート打込（計画・結果）表

- ・ スランプ、空気量、温度の各欄を最大・最小を記入するように変更。
- ・ 注意書き 3)、4)、5) を下記の文言に変更。

コンクリート着手前、中間検査・完了検査時にコンクリート配合報告書及び圧縮強度試験報告書等を提示してもらい、審査後に申請者に返却する。

- 3) コンクリート工事施工計画報告書の提出時に、計画調合番号を明記したコンクリート配合報告書を提示すること。
- 4) 工事開始前並びに工事期間中（1 回／月）、「登録試験所」で行った骨材試験報告書（絶乾密度及び吸水率の測定、粒度の測定）を各提出時に提示すること。
- 6) 工事期間中に「登録試験所」で行った圧縮強度試験（S56 建告第 1102 号）の試験報告書の原本を各検査時に提示し、この欄には最小値を記入すること。

3. 工事監理報告書【表紙】（大阪府内建築行政連絡協議会 標準様式）

- ・ 検査時等提出書類一覧（大連協統一規準）において、法 6 条 4 号建築物の中間検査については、省令様式を提出する場合は工事監理報告書の省略が可能となっている。ただし、様式 11 の提出が必須となっていたため、表紙と様式 11 の提出を求めていた。今後、工事監理報告書【表紙】に省令様式で省略する場合の欄を設けたので、「省令様式第四面」・「法 7 条の 5 の適用に必要な工事写真」のみの提出で足りる工事については、工事監理報告書【表紙】と工事写真の提出があれば可とする。